

◎原子力損害の賠償に関する法律及び

原子力損害賠償補償契約に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二十二年四月一七日法律第一九号)

一、提案理由(平成二十二年三月二十五日・衆議院文部科学委員会)

○塩谷国務大臣 このたび、政府から提出いたしました原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

原子力の開発利用を進めるに当たっては、安全の確保を図ることが大前提であります。さらに万が一の際における損害賠償制度を充実し、被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資することが必要であります。

このような観点から、原子力損害の賠償責任を無過失責任とし、原子力事業者への賠償責任の集中、損害賠償措置の義務づ

け等から成る原子力損害賠償制度が、我が国における原子力の本格的な導入に合わせて昭和三十六年に整備され、その後の諸情勢の変化に対応して所要の法改正が行われてまいりました。

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る規定が適用される期限が平成二十一年十二月三十一日までとなっておりますが、今後とも新たな原子力事業が予定されており、その期限の延長を確実に行うことが必要であります。

また、前回改正時以降、平成十一年九月三十日に我が国唯一の原子力損害の賠償事例となった、株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における臨界事故が発生いたしました。その際の経験を教訓とするとともに、近年の原子力損害賠償に関する国際動向等を踏まえ、原子力損害賠償制度の見直しを適切に行うことが必要であります。

この法律案は、このような観点から、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、原子力事業者が原子力損害の賠償に備えあらかじめ講ずべき損害賠償措置に係る賠償措置額について、現行の六百

億円から千二百億円に引き上げることとしております。

第二に、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成三十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について、これらを行うことができることとしております。

第三に、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について、原子力損害の範囲の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めることができることとするものであります。

第四に、政府は、原子力損害賠償補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二十二年四月三日)

○岩屋毅君 たいま議題となりました法律案につきまして、

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律

文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、賠償措置額を現行の六百億円から千二百億円に引き上げること、

第二に、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること、

第三に、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成三十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することなどであります。

本案は、三月十九日本委員会に付託され、同月二十五日塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律を改正する法律

六一

三、参議院文科学委員長報告(平成二十二年四月一〇日)

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、賠償措置額引上げの理由と諸外国の動向、賠償措置額を超えた原子力損害に対する国の責務、原子力損害賠償制度に関する国際条約への加盟の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、賠償措置額については、国際水準等を勘案した適正な額となるよう、遅滞なくその引上げに努めること。

二、原子力損害賠償制度については、被害者保護の充実と原子力事業の健全な発達に資するよう、諸外国の例を参考にしつつ、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の賠償資金の確保や原子力損害賠償補償契約の補償料に関し、その在り方を検討すること。

三、国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟については、我が国及び近隣諸国における原子力損害賠償制度の実情と国際的な動向等に十分配慮し、今後も多角的に検討を進めること。

右決議する。